

東京都 地域の底力発展事業助成

ご案内

(ガイドライン・事例集)

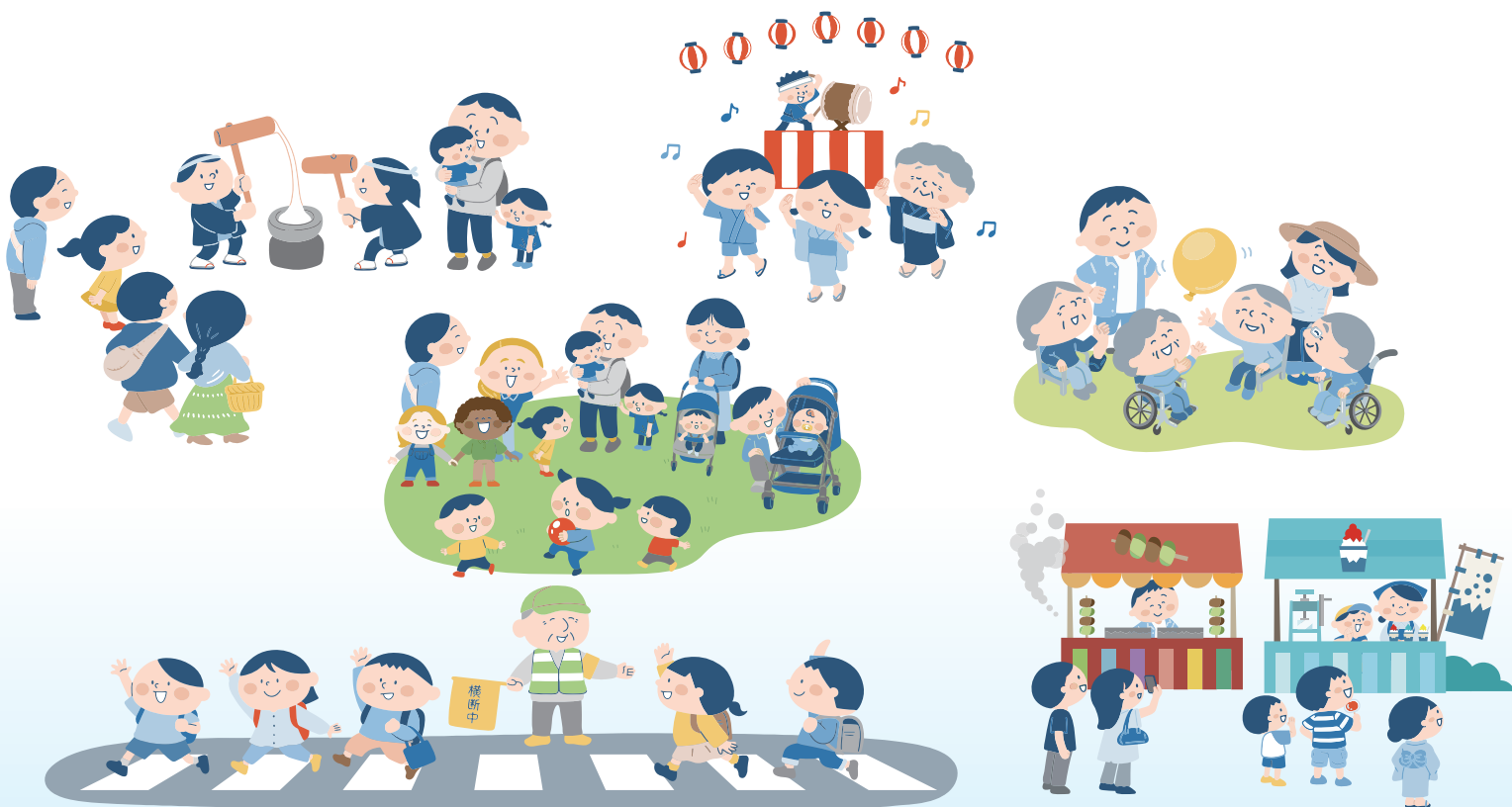
令和8年2月作成版



東京都生活文化局

目次 contents

令和 8 年度の主な変更点	重要	1
① 地域の底力発展事業助成とは？		1
② 申請できる団体は？		2
③ 助成の対象となる事業は？		3
④ 助成の対象とならない事業ってあるの？		6
⑤ 助成金額はどのくらいなの？		7
⑥ どんな経費が助成の対象となるの？		9
⑦ いつ申請できるの？		11
⑧ 助成金交付までの流れは？		11
⑨ 申請方法は？		13
⑩ 事業完了後の手続は？	重要	15
⑪ 事業実施にあたり注意すべきこと	重要	16
⑫ どんな領収書・受領書を提出するの？		18



13	事例集	20
(1)	上八町会（目黒区）	21
	地域の課題解決／ 壁画アートと落書き消去によるまちの美化事業	
(2)	宮自治会（日野市）	23
	加入促進・多文化共生／田んぼ体験事業	
(3)	石浜三丁目町会（台東区）	25
	防災／レッツボウサイフェス！	
(4)	大沢原町会（三鷹市）	27
	子ども・若者育成支援／こども納涼まつり	
(5)	大田区池上地区自治会連合会（大田区）	29
	交流イベント・多文化共生／第 20 回池上まつり	
(6)	フォレストレイクひばりが丘自治会（西東京市）	31
	交流イベント・デジタル活用／ 居住者音楽隊による全員参加型音楽祭 および DX イベント推進活動	



重要 令和 8 年度の主な変更点は以下のとおりです。詳細はホームページでご確認ください。

- (1) 地域全体で子育てや女性活躍を後押しするため、事業区分を拡充します。→ 3 ページ参照
B-2 区分「子ども・若者育成支援」から「子ども・若者育成支援、女性、子育て応援」に拡充
- (2) 社会情勢の変化に伴う対象経費の上昇を踏まえ、助成限度額を下記のとおり引き上げます。
→ 7 ページ参照
 - ① A 区分・B 区分
都町連・町自連：200 万円⇒240 万円
地区連：100 万円⇒120 万円
単一：20 万円⇒24 万円
 - ② C 区分
単一（共同）：50 万円⇒60 万円
 - ③ D 区分
単一（連携）：30 万円⇒36 万円
- (3) 食材費・飲料代の上限額を引き上げます。→ 9 ページ参照
 - ①食品を提供する場合の食材費の上限を一人当たり税抜 700 円から**税込 1,000 円**に変更
 - ②飲料を提供する場合の飲料代の上限を一人当たり税抜 150 円から**税込 200 円**に変更
- (4) オンライン申請における本人確認方法を変更します。→ 14 ページ参照
オンライン申請における本人確認方法がマイナンバーカードによる電子認証から、身分証明書の写しの添付に変更となります。
- (5) 地域内における連携を進めるため、D 区分の「他の地域団体」の要件を明確化します。
→ 5 ページ参照
申請団体の**所在または近隣**の区市町村において所在・活動している団体とします。

1 地域の底力発展事業助成とは？

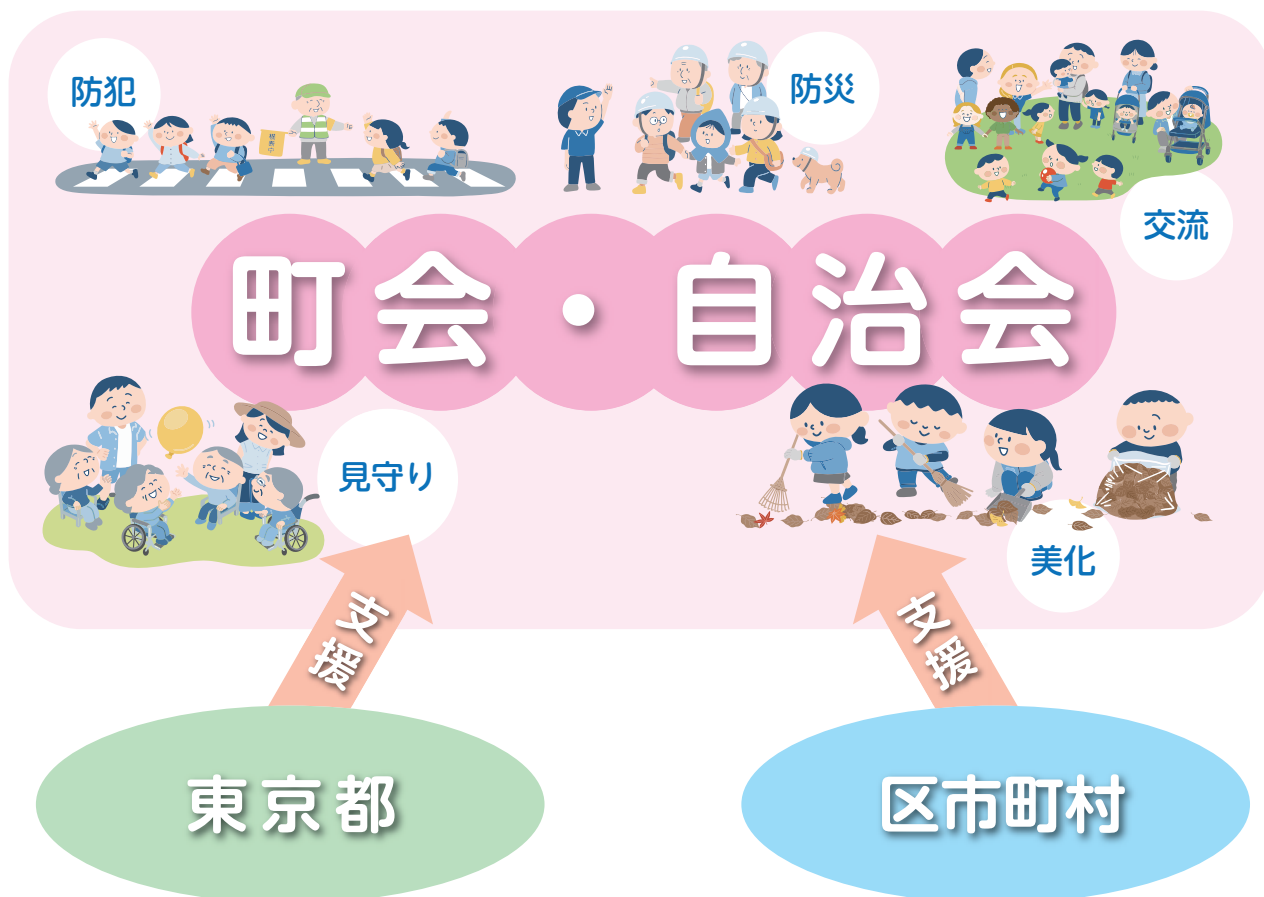
町会・自治会は住民主体で運営され、住民同士のつながりを育みつつ、行政だけでは対応が難しい地域課題の解決に取り組んでいます。

防災・防犯、高齢者などの見守り、環境美化に加え、祭りなどの行事も単なるイベントではなく、**地域の連帯感を高め、災害時や緊急時に互いに助け合える関係づくりに寄与しています。**

こうした活動を通じて、地域の安全・安心を支える仕組みが形成され、町会・自治会は地域社会の基盤を支える重要な存在となっています。

東京都は、区市町村が実施する支援に加え、**地域の底力発展事業助成を通じて町会・自治会が自主的・主体的に行う公共的・公益的な活動を広域で支援し、**地域社会の持続的な発展に不可欠な活動を後押ししています。

本助成を通じて、町会・自治会の皆さんによる地域課題の解決が推進され、多様な主体との連携によって「地域力」が高まり、新たな活動へと広がっていくことを期待しています。



2 申請できる団体は？

東京都内に所在する、区市町村において町会・自治会として登録・把握されている団体です。

マンションの管理組合やまちづくり協議会、防災会などの自主防災組織、町会・自治会・学校・企業等で構成される実行委員会は、対象となりません。

申請できる団体の種類		団体の例	本冊子で使用する略称
1	区市町村の範囲を越えた町会・自治会の連合組織	東京都町会連合会	都 町 連
2	区市町村を単位とする町会・自治会の連合組織	〇〇市自治会連合会 〇〇区町会連合会	町 自 連
3	区市町村内の一部地域を単位とする町会・自治会の連合組織	〇〇地区町会連合会	地 区 連
4	区市町村内の単一町会・自治会	〇〇町会 〇〇自治会	単 一

※ 連合組織としての申請は、規約等で町会・自治会の連合組織として設立されていることや活動実績が確認できることが必要です。

※ 一つの団体が同じ年度内に助成金の交付を受けられるのは1回限りです。(年度内に2回以上助成金を受けることはできません。) また、交付決定後に事業を中止した場合でも、1回交付決定を受けた団体は同じ年度内に再度申請することはできません。

3 助成の対象となる事業は？

以下のすべての要件を満たす事業が助成対象となります。

- (1) 申請団体の町会・自治会が主催している
- (2) 多くの地域住民（非会員含む）の参加・利用により地域の課題解決を図るための取組（催し・活動等）となっている
- (3) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施し、完了する

事業区分として、次の表のとおりA～Dまでの4つを設けています。

そのうち、B区分（東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組）については、さらに6つの区分を設けていますので、実施する活動の内容に沿う区分を選択してください。ただし、**初めて本助成金を申請する団体は、A区分で申請してください（C・D区分に限り、過去に交付決定を受けたことがない単一町会・自治会でも申請できます。）**。

事業区分		事業例
区分	A 地域の課題解決のための取組	世代間交流イベント、夏祭り、盆踊り、運動会、パンフレットの作成と、その活用による加入促進事業
	B 東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組	
	B-1 防災・節電活動	防災訓練、防災マニュアルを活用した訓練、節電講習会・講演会
	B-2 子ども・若者育成支援、女性、子育て応援	子供が企画・運営に関わるイベント、仕事体験事業、自然体験教室、子供交通安全教室、子育て交流サロン、女性の健康づくり講座
	B-3 高齢者等の見守り活動	高齢者の見守りや登下校の子供の見守り、子供食堂 ※事業内で一貫した見守り対象を設定し、3回以上実施すること（見守り対象が一貫していれば、異なる活動を行っても構いません。）
	B-4 防犯活動	防犯パトロール、防犯講習会
	B-5 多文化共生社会づくり	異文化体験・国際交流イベント、外国人向け防災マニュアルの作成と、その活用による訓練
	B-S 東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組	
	デジタル活用支援	SNS や町会ホームページによる町会イベント配信、スマホ・タブレットの使い方教室、ZOOM 等のオンラインツールを使った講演会、SNS 等を使った安否確認、電子回覧板アプリ導入に向けたアプリ使用講座
	C 複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組	2 町会合同で実施する避難所運営訓練、5 町会対抗運動会
	D 単一町会・自治会が他の地域団体（町会・自治会及び自治体を除く。）と連携して実施する地域の課題解決のための取組	商店街と連携した地域交流イベント、高齢者福祉施設との連携による避難訓練

※「高齢者向けスマートフォン教室（講師おまかせスマホ教室）」については、別途ご案内しますので、そちらをご覧ください。

【C区分・D区分での申請について（町会・自治会が共同して実施する場合・他の地域団体と連携して実施する場合）】

単一町会・自治会については、A・B区分のほか、他の単一町会・自治会と共同で実施する事業や、地域で活動する町会・自治会以外の団体と連携して実施する事業を対象とする2つの区分を設けています。

C区分 複数の単一町会・自治会が共同して実施する事業

C区分は、地区連等に組織されていない複数の単一町会・自治会が、共同して地域の課題を解決するための取組を実施する場合に申請できる区分です。

事 項	説 明	備 考
申請できる団体	東京都内に所在する町会・自治会のうち、共同して事業を実施する複数（2団体以上）の単一町会・自治会	次の団体は、C区分での申請はできません。 ①東京都外の町会・自治会 ②町会・自治会の連合組織（地区連、町自連） ③町会・自治会以外の団体
対象となる事業	共同する町会・自治会が主催する、地域の課題を解決するための取組（催し・活動等） ※ A区分・B区分の対象事業と同様の事業が対象となります。	次の事業は対象外となります。 ・ 6ページ「4 助成の対象とならない事業ってあるの？」に記載されている事業

● 「共同して実施」とは？

次に掲げる各項目を満たすことが必要です。

- (1) 申請する事業について、全ての町会・自治会が企画段階から事業終了まで参画していること。
- (2) 共同して実施する町会・自治会の間で経費の授受がないこと。
(A町会がB町会に謝礼金を払って一緒に実施する場合等は、対象になりません。)

● 交付申請の申請者は？

共同する町会・自治会の中から申請代表団体を決めて、申請してください。

※ 交付申請、支払関係手続、実績報告は全て申請代表団体が行うことになります。

● 単一町会・自治会としての申請との関係は？

C区分で申請した全ての町会・自治会は、同じ年度に他の区分で申請することや、他の町会・自治会との共同によるC区分での申請はできません。

D 区分 単一町会・自治会が他の地域団体と連携して実施する事業

D区分は、単一町会・自治会が、学校やPTA、NPO、ボランティア団体などの他の地域団体と連携して地域の課題を解決するための取組を実施する場合に申請できる区分です。

事 項	説 明	備 考
申請できる団体	他の地域団体と連携して事業を実施する東京都内に所在する単一町会・自治会	次の団体は、D区分での申請はできません。 ①東京都外の町会・自治会 ②町会・自治会の連合組織（地区連、町自連） ③町会・自治会以外の団体
対象となる事業	他の地域団体と連携して町会・自治会が主催する、地域の課題を解決するための取組（催し・活動等） ※ A区分・B区分の対象事業と同様の事業が対象となります。	次の事業は対象外となります。 ・ 6 ページ「4 助成の対象とならない事業ってあるの？」に記載されている事業 ・ 事実上の実施主体が、町会・自治会ではなく、連携先の地域団体である事業
連携する他の地域団体	地域の課題解決のための活動を行う近隣の団体のうち、町会・自治会、国及び地方自治体を除く団体全般（例）協議会、PTA、学校、NPO、消防団、子供会、老人会、商店会、民間企業、マンション管理組合など	次の団体は、「他の地域団体」には含まれません。 ①町会・自治会（婦人部・防災部などの下部組織を含む。） ②町会・自治会の連合組織（地区連、町自連） ③同一マンション内の管理組合 ④国、地方自治体（学校を含む） ⑤政治活動又は宗教活動を目的とする団体 ⑥公序良俗に違反する活動を行う団体 ⑦暴力団等反社会的勢力

●「連携して実施」とは？

次に掲げる各項目を満たすことが必要です。

- (1) 町会・自治会が実施する事業について、他の地域団体が企画段階から事業終了まで参画していること。
- (2) 連携して実施する他の地域団体との間で経費の授受がないこと。
(町会が連携するNPOに委託料を払って実施する場合等は、対象になりません。)
- (3) 事業の実施主体は申請する町会・自治会であること。

●近隣の団体とは？

申請する町会・自治会が所在する区市町村又は近隣の区市町村に所在、活動している団体を指します。

●交付申請の申請者は？

主催する町会・自治会が申請者となります。連携する地域団体は申請できません。

※交付申請、支払関係手続、実績報告は全て申請団体が行うことになります。

●単一町会・自治会としての申請との関係は？

D区分で申請した町会・自治会は、同じ年度に他の区分で申請することはできません。

4 助成の対象とならない事業ってあるの？

次のような事業は、助成対象となりませんので、ご注意ください。

	対象とならない事業	対象とならない事業の例
1	交付決定時期より前に終了している事業	※交付決定時期については、11 ページ「7 いつ申請できるの？」をご覧ください。
2	物品の購入や施設整備を目的とした事業	・保管用防災備品、町会用掲示板等の購入・修理 ・防犯カメラ、防犯灯の整備 ・地域共有の古い設備の改修・撤去 ・住民への物品配布のみを行う事業
3	娯楽や式典を主な目的とする事業	・慰安旅行、娯楽施設（遊園地・観光地など）への旅行 ・果物狩り（イチゴ狩り・みかん狩りなど） ・カラオケ大会・麻雀大会 ・花火大会 ・敬老の日などの祝賀パーティー、開館式などの式典等
4	神事や仏事の実施を目的とする事業	・宗教的な祭礼（例大祭や新嘗祭等の表記のあるイベントは対象外となります。）
5	参加の機会が一部の住民のみに限られる事業	・町会の役員や会員にのみ周知されるイベント ・趣味やスポーツ等のサークル活動 ・特定の学校の生徒のみを対象とする自然体験活動 ・オンライン機器を持っている人のみを対象とする催し
6	東京都外で実施する事業	・都外で実施する自然体験活動や防災学習会など
7	事業のほとんどを委託により実施する事業	・業者や団体に全面的に実施を委託する交流イベント、防災訓練、間伐事業 ・専門業者に全面的に委託した地域マップ作り
8	周年記念だけを目的とする事業	・自治会設立 40 周年記念パーティー
9	営利を目的とする事業	・物品販売中心のイベント（バザーなど）
10	東京都における他の補助金、国や他の地方自治体からの助成金などを受けて実施する事業	・区市町村から補助金を受けて実施する夏祭り、清掃事業

※上記以外にも、助成の趣旨に沿わないと判断される事業は、対象外となります。

5 助成金額はどのくらいなの？

申請する事業区分と団体の種類により助成金額（助成率、助成限度額）が異なります。次の表で確認してください。

事業区分		助 成 率	助成限度額
A 地域の課題解決のための取組		今までに交付決定を受けたことがない場合 →助成対象経費の 10/10 (ある場合 1/2)	都町連 町自連 240 万円 地区連 120 万円 単一 24 万円
B 東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組			
B-1	防災・節電活動	助成対象経費の 10/10	
B-2	子ども・若者育成支援、女性、子育て応援	今までに B-2 区分で交付決定を受けたことがない場合 →助成対象経費の 10/10 (ある場合 1/2) ※初めて「女性、子育て応援」事業の交付決定を受ける場合 →助成対象経費の 10/10	
B-3	高齢者等の見守り活動	助成対象経費の 10/10	
B-4	防犯活動	今までに申請する区分で交付決定を受けたことがない場合 →助成対象経費の 10/10 (ある場合 1/2)	
B-5	多文化共生社会づくり		
B-S 東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組（デジタル活用支援）		助成対象経費の 10/10	
C 複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組		共同する団体のなかに、今まで C 区分で交付決定を受けた団体がいない場合 →助成対象経費の 10/10 (いる場合 1/2)	単一（共同） 60 万円
D 単一町会・自治会が他の地域団体（町会・自治会及び自治体を除く。）と連携して実施する地域の課題解決のための取組		今までに D 区分で交付決定を受けたことがない団体 →助成対象経費の 10/10 (ある場合 1/2)	単一（連携） 36 万円

重要**【助成率の特例を受けることができる事業について】**

助成金の申請において、**A**、**B-2**、**B-4**、**B-5**、**C**又は**D**区分で助成率が助成対象経費の1/2となる場合でも、事業の中に「**地域防災力の強化**」かつ「**多文化共生社会づくり**」につながる活動が含まれている場合、助成率は助成対象経費の10/10となります。

「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」につながる活動に該当するのは、地域防災力を強化するとともに、多文化共生社会について地域住民に理解を深めてもらい、定着させることにつながる活動です。具体的な活動内容は、以下の活動例を参考にしてください。

地域に外国人が少ない場合でも、この活動を行う場合は助成率の特例の対象となります。

助成率の特例の対象となる活動の例

- 地域の盆踊り大会において、災害への備えについて説明したチラシを参加者全員に配布して注意喚起する。チラシはやさしい日本語で作成し、やさしい日本語の意義についても説明する。
- 周知チラシを英語、中国語でも作成し、外国人が多く働いている地域の企業と連携して、外国人住民にも参加してもらう防災訓練を開催する。

助成率の特例の対象とならない活動の例

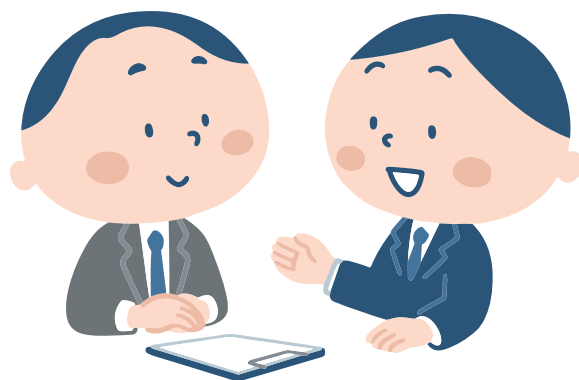
- 代表者等のあいさつに地域防災や多文化共生に関する内容を盛り込むだけの事業
- たまたま防災訓練やお祭り等に外国人が参加した事業
- 防災又は多文化の一方だけを呼び掛けるチラシの配布などを行う事業

※東京都生活文化局ホームページに、地域防災に関する普及啓発及び多文化共生に関する理解促進のためのチラシの例を掲載しております。

こちらを地域の状況に合うように加工していただき、事業の中で説明・配布していただくと、「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」につながる活動を行ったとして、助成率の特例を受けることができます。

**重要****【C、D区分で防災・節電活動、高齢者等の見守り活動、又はデジタル活用支援を行う場合】**

B-1 区分、**B-3** 区分、**B-5** 区分と同様に助成率は助成対象経費の10/10になります。



6 どんな経費が助成の対象となるの？

助成の対象となる経費は、次の①～④をすべて満たすものです。

- ①助成対象となる事業を実施するために直接必要になるもの **(事業内で直接活用しないものは助成対象外となります。)**
- ②令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までのうち、申請する事業の実施期間内に支払いをするもの
- ③要件を満たした領収書・受領書及び事業内での活用の様子が分かる写真が提出できるもの
- ④下表の対象経費に該当するもの

対象経費名		内容	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
1	謝礼金	講師・専門家などに支払う謝礼金	- 講習会専門家講師謝礼 - 地域伝統芸能公演団体への謝礼	- 町会・自治会の役員や内部団体への謝礼 - 活動の実施に要する人件費（活動に協力する町会員への謝礼金等） - 公務員（公立小中学校の教員、消防団員等）の公務に対する謝礼 - 現金以外の物品等による謝礼 1人当たり又は1団体当たり 50,000 円を超える謝礼（見積書・引受書等が提出できる場合を除く） - 総事業費の 5 割を超える謝礼（注）
2	打合せ費	会議・打合せに伴う経費	申請事業に係る会議及び準備参加者用のペットボトル飲料代	アルコール類 - 喫茶店等での飲料代 - 食事・茶菓子・お弁当などの飲食費 - 町会・自治会活動の年間の会議・打合せに伴う飲料代 - ティーバッグ、茶葉など使用人数が数えられないもの 1人1回当たり税込 200 円を超える飲料代
3	物購入費	消耗品類・材料等の購入経費	- 事務用品類 - 資料用コピー用紙 - プリンターインク代 - のぼり代 - 参加者全員に配る参加賞 - 抽選会等の景品（多数になる場合は順位付けを行い、額に差を設けるものに限る） - 参加者への水分補給用の飲料代 - イベント等の模擬店、炊き出し訓練等で、調理して食品を提供する場合の食材費（合計額を参加人数で割った額が税込 1,000 円までのものに限る）	備蓄用の物品 - 事業で使用した物品等の補充・補てんに要する物品等 調理せずに提供する食品類（調理済み惣菜等） アルコール類 - 販売用又は一人当たり税込 200 円を超える水分補給用の飲料代 1人あたり税抜 500 円を超えるイベント等の参加賞 - 誕生日プレゼント、敬老記念品などの個人に贈る贈答品 - 個人・団体に帰属する高額な物品 - 金券類（図書カード、カタログギフトなど） - 娯楽性が高い物品（カラオケ機器等・打ち上げ花火等） - 感染症対策に関するもの（掃除機・サーキュレーターなど） - 税抜単価が 10,000 円を超える抽選会等の景品 - 総事業費の 3 割を超える景品（注）

対象経費名		内容	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
4	印刷経費	印刷に係る経費	- チラシ・ポスターなどの印刷経費 - コピー代 - 看板の印刷費	都に対する報告にかかる印刷、写真プリント代
5	役務費	サービスの利用料	- 紅白幕のクリーニング代 - 切手代、郵送料 - 物品などの運搬費用 - 保険料（イベント保険など） - 道路使用許可手数料 - 振込手数料 - 代引手数料	- ガソリン代 - 交通費（電車・バス・タクシー代、マイクロバス借上代等） - 駐車場代 - 光熱水費（電気代、水道代、ガス代など） - 電話代 - 通信費 - ホームページの更新手数料 - 電波利用料 - 都に対する報告にかかる郵送料
6	委託料	事業を効率的に実施するための委託経費	- 舞台設営・撤去の委託経費 - 音響機器操作委託経費 - 所有物品の修理費	総事業費の5割を超える委託料等（注）
7	レンタル・リース料	物品や場所などを借り、使用するための経費	- 会議室使用料 - Wi-Fi ルーターレンタル料 - 音響機材レンタル料 - レンタカー借上げ料	総事業費の5割を超えるレンタル・リース料（注）
8	工事費	使用する設備・構造物のための工事経費	- 電気工事 - 照明工事	- 総事業費の5割を超える工事費（注） - 倉庫、エアコンなど常設となる備品の設置工事

（注）助成対象経費になるかどうかについてご不明な場合は、事前にお問い合わせください。

●その他、対象とならない経費の例

- ・事業実施に伴い収入（参加費・売上など）が生じる場合、その収入により賄われる経費
- ・町会が所有する施設・設備等の整備・修理・修繕にかかる経費（事業で活用する物品の修理代は助成対象になります。）
- ・申請団体以外の団体や個人が代理で行った支出（いわゆる立替払い）を充当する経費
上記はあくまでも例示です。具体的には、実施する事業内容により個別に判断することになります。

※申請団体の町会・自治会の役員が代表を務める会社・NPO・団体等への支出は、次の2点を満たす場合に限り、助成対象経費とすることができます。

①その会社等に支出する合理的な理由があること。

（例）・他の会社等から購入するより安価に購入できる。

・地域において、その物品を取り扱う会社が他にない。等

②その会社等に支出することについて、会則等に定める役員全員が同意又は、役員会において議決していること。

- ・役員全員の同意の場合、書面にて**全役員**の署名・押印が必要です。
（〇区分の場合、共同実施団体全ての全役員の署名・押印が必要です。）
- ・役員会の議決の場合、**全役員**の署名・押印のある議事録が必要です。
（〇区分の場合、共同実施団体全ての議事録が必要です。）

※物品の購入等にあたり、ポイントは使用しないでください。物品等の購入に伴うポイントの付与や利用が判明した場合、当該ポイント分（一律1ポイント1円換算）を助成対象経費から除外します。

7 いつ申請できるの？

助成事業の募集は、**年4回**実施します。**1団体当たり年度内に1回のみ**申請ができます。

募集スケジュール（予定）は、次のとおりです。事業の実施時期に合わせて申請してください。

※**申請書類を作成し、必ず受付期間中にオンライン又は、原本の郵送により申請してください。**

※**申請書の提出方法は、13ページ「9 申請方法は？」をご覧ください。**

募集回	申請書受付期間	交付決定時期	申請できる事業の実施時期
第1回	令和8年2月20日（金）～3月4日（水） 消印有効	4月上旬	4月1日以降に実施する事業
第2回	4月16日（木）～4月30日（木） 消印有効	7月上旬	7月10日以降に実施する事業
第3回	7月16日（木）～7月31日（金） 消印有効	10月上旬	10月10日以降に実施する事業
第4回	9月16日（水）～9月30日（水） 消印有効	12月上旬	12月10日以降に実施する事業

※実施時期を分けて行う場合、事業の主たる部分をそれぞれの募集回の申請できる事業の実施時期より前に実施することはできません。

※交付決定時期より後に行う内容が事業の反省会のみの場合は、対象となりません。

例えば、11月に交流イベントを実施し、反省会が12月下旬の実施の場合、第4回募集（12月上旬交付決定）には申請できません。第1回から第3回までのいずれかに申請してください。

8 助成金交付までの流れは？

助成金を申請する場合には、町会・自治会（及び連携する地域団体）で、助成対象となる事業の実施方法やスケジュールについて必ず事前の会議（打合せ）を実施し、助成金の申請について合意してください。

※**C区分の場合**…共同する全ての単一町会・自治会が参加する会議

D区分の場合…申請する単一町会・自治会と連携先の地域団体が参加する会議



助成金申請から交付まで

① 申請書の提出（13 ページ「9 申請方法は？」参照）

申請書類を作成し、各受付期間中に**オンライン又は、原本の郵送により申請**してください。
内容の確認や修正等について、東京都からご連絡します。

② 審査委員会での審査

申請した事業が助成対象と認められるかどうか、審査委員会の審査を受けます。

③ 交付決定

②の審査の結果、交付が決定した場合、東京都から**助成金交付決定通知書**を送付します。
不交付となった場合もその旨の通知書を送付します。交付決定を受けた団体名及び事業は、東京都のホームページで公表します。事業の概要についても公表することがあります。

なお、助成金として交付される金額は、交付決定額が上限となります。したがって、事業実施に当たって実際に要した経費が交付決定額を上回った場合でも、交付決定額を超えて助成金が交付されることはありません。

Point 概算払

概算払は交付決定金額の7割を上限として交付決定の約2か月後に助成金を受け取ることができる制度です（一部前払い）。概算払を希望される場合は、交付申請書の概算払の希望に「有」としてください。

※交付決定から2か月以内に主たる部分（イベント当日、訓練実施日など）を行う事業については原則、対象となりません。

④ 助成事業の公表（周知）

事業の実施期間中に、ポスター・チラシ等で、主催団体名及び助成対象事業であることを公表し、**非会員含め住民に周知**してください。なお、ポスター・チラシ等は、必ず**印刷前に東京都へ提出**し、必要な要件を満たしているか確認をとってください。⇒ P.16 を参照してください。

⑤ 事業の実施

注意事項を守って事業を実施してください。

⑥ 実績報告書の提出

事業完了（反省会）後、2週間以内に実績報告書を作成し、**オンライン又は、原本の郵送により提出**してください。

⑦ 助成金額の確定

実績報告書類の内容を東京都が審査・調査し、適正と認められた場合、助成金の額を確定し、東京都から**額の確定通知書**を送付します。

⑧ 助成金の交付

⑦で確定した助成金額を町会・自治会の口座に振り込みます。助成金交付は、**実績報告書類の提出から約2か月後**になります。

なお、助成金額は③で**交付決定した金額が上限**となります。

各回の受付期間内（11 ページ参照）に、次の①～⑫の書類（⑦～⑫については、申請区分により必要な書類）オンライン又は、原本の郵送により申請してください。**期間内に提出がなかった場合、その申請は受理されません。**

書類を提出いただきましたら、内容を確認した上で、東京都からご連絡いたします。

※原本の郵送の場合は、**代表者の私印で押印**が必要となります。

●申請に必要な書類●

【全区分で提出する書類】

- ①助成金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④団体の会則又は規約等及び役員名簿
- ⑤団体の前年度の事業報告書及び決算書（総会の資料等）
- ⑥見積書の写し
（単価×数量が5万円を超える経費については原則必要です。）

【C区分のみ提出する書類】

- ⑦別紙 事業の共同実施・連携実施に係る合意書兼委任状
- ⑧共同する全ての団体の会則又は規約等及び役員名簿
- ⑨共同する全ての団体の前年度の事業報告書及び決算書（総会の資料等）

【D区分のみ提出する書類】

- ⑩別紙 事業の共同実施・連携実施に係る合意書兼委任状
- ⑪連携する全ての地域団体の定款・会則・規約等
- ⑫連携する全ての地域団体の前年度の事業報告書

ご不明な点がありましたら、お気軽にお電話ください



申請書類の電子データは東京都生活文化局のホームページからダウンロードしていただけます。
ホームページには、検索エンジンから「地域の底力」で検索、又は本冊子裏表紙に掲載するQRコードからアクセスできます。

○オンライン申請について

地域の底力発展事業助成では、申請フォーム（LoGo フォーム）を利用したオンライン申請（交付申請、変更承認申請、実績報告、概算払請求・精算）を実施します。

申請フォームについては、ホームページより詳細をご確認ください。

※**今年度より、マイナンバーカードの電子認証による2段階申請が不要になります。**



<オンライン申請の流れ>

- 1 東京都生活文化局ホームページにて LoGo フォームにアクセス
- 2 LoGo フォームのアカウント登録（初めて LoGo フォームで申請する町会・自治会のみ）
- 3 LoGo フォーム上の申請フォームでの入力・東京都への提出

申請団体の代表者の顔写真入りの身分証明書※が必要です！

※・運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）

- ・マイナンバーカードの表面（マイナンバーは必ず隠してください。）
- ・旅券（パスポート）
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・在留カード、特別永住者証明書（外国籍の方）
- ・写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの） 等

4 東京都による確認（必要に応じて修正をお願いする場合があります。）

5 交付決定後、東京都から LoGo フォームを通じて通知書（PDF）を送付

なお、周知物（案）の確認に当たっては、従前のとおり、メール等によりご送付ください。

【提出先】東京都生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

（住所）〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

（電話）03-5388-3166 （FAX）03-5388-1331

（メールアドレス）S1161202 @ section.metro.tokyo.jp



10 事業完了後の手続は？



事業の完了（反省会）後、**2週間以内**に以下の書類を作成し、申請と同じ**オンライン又は、原本の郵送により実績報告を行ってください**。下記の提出書類に不備がある場合、助成金のお支払いができなくなることがありますので、ご注意ください。

1. 実績報告書
2. 決算書
3. 領収書・受領書（写しによる提出も可）※必要に応じて原本の提出をお願いすることもあります。
4. 成果物（写真や助成金を活用して作成した冊子、マニュアル等）
5. 助成事業であることを公表したことが分かる書類（ポスター、看板、広報紙等）
6. 支払関係書類（概算払がある場合は、交付決定後に提出）
7. その他必要に応じて提出する書類

※申請時に紙で申請を行った場合は、原本に押印の上、郵送で実績報告書類をご提出ください。

オンラインで申請を行った場合は、オンラインで実績報告書類をご提出ください。

※実績報告書類の詳細については、東京都生活文化局のホームページに掲載する「助成金交付の手引き」をご参照ください。

※期限内に実績報告書類を提出できない場合は、必ず事前に東京都へご相談ください。



11 事業実施にあたり注意すべきこと



助成の決定を受けた事業を実施する時は、次の事項に注意してください。

事業完了後に提出していただく実績報告書類を審査する際に、下記の事項が守られていない場合は、**助成金のお支払いができなくなる場合があります**のでご注意ください。

1. 領収書・受領書は要件を満たしたものを受領してください（18 ページ「12 どんな領収書・受領書を提出するの？」参照）。
2. チラシ等の周知物には、**主催表記と団体名公表文（助成対象事業であることを公表する文言）**を記載してください。

助成の決定を受けた事業を実施するときは、必ずポスター・チラシ・看板・回覧・広報紙・作成したマニュアル等に次の①、②を明示することが必要です。印刷前に案文を東京都へ提出し、要件を満たしているか確認をとってください。

①主催：（申請団体名）

主催者として記載できるのは、原則として申請団体である町会・自治会名のみです。

- ・ **C**区分については、「共催」として、共同する全ての団体名を併記してください。
- ・ **D**区分については、連携する他の地域団体について「連携団体」として、併記してください。
- ・ **A・B・D**区分で、チラシやポスター等に、申請団体以外の団体等が「共催」として記載された場合、助成金がお支払できなくなりますのでご注意ください。
- ・ 申請団体が構成員となっている実行委員会等を表記する場合は、「主催：申請団体名・〇〇実行委員会」と併記してください。
- ・ 主催・共催・連携団体以外に団体名を記入する場合は「参加団体」や「協力団体」等としてください。

②「令和 8 年度東京都地域の底力発展事業助成」対象事業

交付決定前に作成する印刷物には、公表文を掲載することはできません。その場合、事業当日に、来場者の目につきやすい位置に看板等で公表文を掲示し、その様子を写真に撮ってください。実績報告時に提出していただきます。

（チラシへの表示例）

防災訓練のお知らせ

下記のとおり防災訓練を実施します。皆さまふるってご参加ください。

日 時：〇月〇日（日曜日） 10 時から
場 所：自治会館前 雨天決行
訓練内容：消火訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練

①の表示→

A・B区分の例	主催：東京一丁目町会	共催：東京 3 丁目自治会
C区分の例	主催：東京一丁目町会	連携団体：NPO 法人△△
D区分の例	主催：東京一丁目町会	参加団体：東京第二町会、〇〇小学校

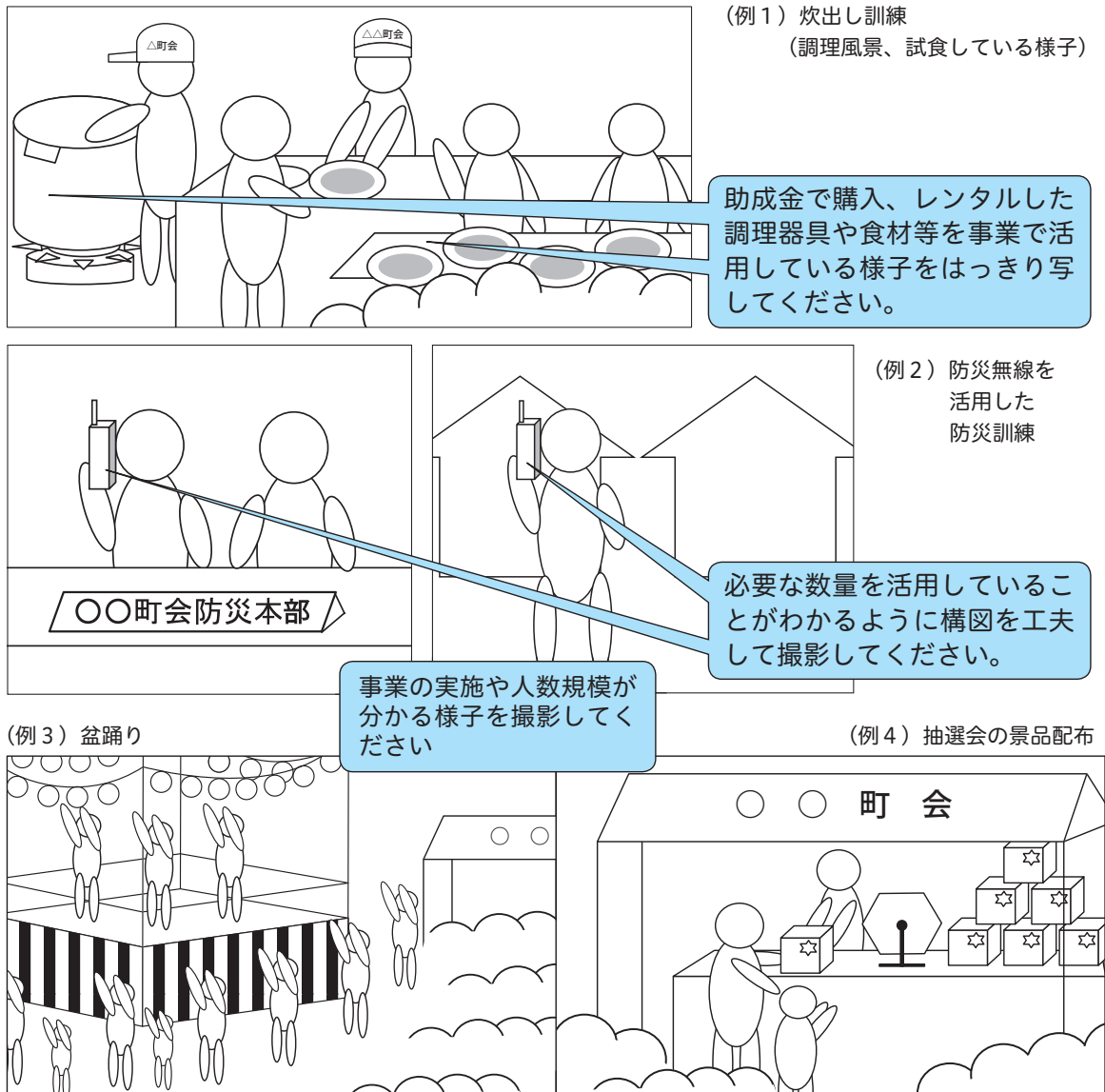
②の表示→ 「令和 8 年度東京都地域の底力発展事業助成」対象事業

※ポスター・チラシ・看板・回覧・広報紙等を作成する際は、助成対象とならない事業（6 ページ参照）に該当するような表現は避けてください。

3. 助成金で購入した物品等は必ず事業の中で活用し、事業実施の様子と併せて物品等の活用様子を写真に撮ってください。

助成金で購入した物品等は、必ず交付決定を受けた事業において活用していただく必要があります。事業の中で活用していない物品等があることや活用しきれないほど過剰な数量を計上していることが判明した場合、助成金の対象外となりますのでご注意ください。

助成金のお支払には事業実施の確認が必要です。確認は書面で行いますので、申請時の事業計画どおりに事業を実施していることや購入物等の活用状況を証明できるような写真を必ず撮影してください。支出した内容が写真で確認できない場合、助成対象とできない可能性があるため、物品等の納品時にも写真を撮っていただくなどしてください。



4. 助成金で購入した物品等は、申請団体の所有物になりますので、事業終了後も継続して適正に保管・管理を行ってください。
5. 事業内容に変更が生じる場合は、事前に都に連絡をしてください。
6. 可能な限り予備日を確保し、悪天候などによる事業の中止を回避するための対策をとってください。
7. 反省会を実施し事業の振り返りを行い、今後の活動に活かしてください。

12 どんな領収書・受領書を提出するの？

助成対象経費を支出するときは、必ず次の①～⑧の要件を満たす領収書・受領書を相手方から受領してください。実績報告の際に写しを提出していただきます。領収書・受領書の写しの提出がない場合や不備があった場合は、**助成金をお支払いできません**。

- ① 宛名が正確な申請団体名（町会・自治会）であるもの（**C**区分の場合は、申請代表団体であるもの）
交付決定通知に記載されている団体名としてください。
※認められないもの：〇〇実行委員会、個人名、イベント名、〇〇町会防災部、略称、空欄
- ② 日付が記載されているもの
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの範囲で、申請書の事業実施予定期間内の日付が記載されているものが助成対象となります。
- ③ 金額及び支出内容が分かるただし書き（単価×数量）が記載されているもの
領収書にただし書き（単価×数量）が書き切れない場合は、「〇〇一式」「〇〇用品」と記載し、別紙でレシート、納品書、請求書等で内訳が分かるものを添付してください。**5万円を超える領収書については、レシートまたは内訳を示す請求書・納品書等を必ず添付してください**。
※認められないもの：「お品代」、空欄 など
- ④ 収入印紙の貼り付け、消印の押印がされているもの（金額が税抜5万円以上の場合）
- ⑤ 領収書発行会社の社名・住所等が印字されているもの
（発行会社の社名・住所等がゴム印や手書きの場合、又は個人が発行した場合は、押印が必要）
- ⑥ 対象とならない経費（アルコール飲料等）が混ざっていないもの
対象とならない経費の購入がレシート等で確認された場合、当該領収書全体が無効となる場合があるので、ご注意ください。
- ⑦ 物品等の購入によりポイントが付与される場合、獲得ポイントが示されているもの
レシート上にポイントの表記がある場合は、下線等わかるように示した上で提出してください。
「獲得予定ポイント」など、購入時にポイントが付与されていない場合であってもポイントが付与されていないことが確認できない場合は、当該ポイント分（一律1ポイント1円換算）を助成対象経費から除外します。
- ⑧ 決算書上の支出項目が混在していないもの
食材と資材を一緒に購入する等、決算書上の支出項目が混在する領収書・レシートは、確認に時間を要し、助成金額の確定の遅れに繋がる可能性があるため、なるべく支出項目が混在しない形で、物品等の購入をお願いします。



○ 正しい領収書・受領書の記載例

1 宛名は申請団体名を記入
宛名は申請団体名（町会・自治会の名称。○区分の場合は申請代表団体名）を申請書に記載したとおり正確に記入してもらいます。（実行委員会名、個人名、イベント名、略称は不可）

2 日付の記入
領収した日付を記入してもらいます。日付は申請した事業の実施期間内のものが対象です。（事業の対象期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

3 金額、ただし書の記入
ただし書は、支払いの対価となる内容、単価、数量などが分かるように記入してもらいます（お品代、空欄は不可）。
領収書にすべて記入できない場合は、「〇〇一式」「〇〇用品」と記入し、別紙でシート、納品書、請求書等で内訳が分かるものを添付（5万円を超える領収書については、内容、単価、数量の記載がある場合でも内訳を必ず添付）。

領 収 書

令和8年〇〇月〇〇日

東京一丁目町会様

金額 78,000 円

上記金額正に領収しました。
但し 防災無線機 (@20,000円×2個)
折りたたみアカー (@38,000円×1個) として

印紙 **印**

(株)△△サービス
代表取締役 〇〇●●
〒160-0000
東京都新宿区〇〇2-2-2
TEL 01-2345-6789
FAX 01-2345-6790

請求書

東京一丁目町会様

防災無線機
@20,000円 × 2個

折りたたみアカー
@38,000円 × 1個

合計金額 78,000円

(株)△△サービス

4 収入印紙の貼付
本体価格が5万円以上の領収金額の場合は印紙の貼付・消印が必要です（電子領収書及び支払方法によっては収入印紙の貼り付けが不要な場合があります）。

5 発行元の記載
発行元の記載（社名・住所等）が印字されていることが必要です（ゴム印や手書きで記載されている場合は、押印が必要）。

× 誤った領収書・受領書の記載例

× 宛名が正確な申請団体名でない
宛名は申請書に記載した正確な申請団体名（町会・自治会の名称。○区分の場合は申請代表団体名）のみ助成対象となります。町会・自治会名の後に実行委員会名、会計担当者等の個人名、イベント名がついている場合や、略称は助成対象外となりますので、ご注意ください。

× ただし書きの内訳が分からない
ただし書に支払いの対価となる内容、単価、数量などが分かるように記入されているもののみ助成対象となります（お品代、空欄は不可）。
領収書に「〇〇一式」「〇〇用品」と記入されており、別紙でシート、納品書、請求書等で内訳が分かるものを提出できない場合、助成対象外となりますので、ご注意ください。

領 収 書

令和8年〇〇月〇〇日

東京都一丁目町会夏祭り実行委員会様

金額 9,000 円

上記金額正に領収しました。
但し チラシ印刷代 一式 として

(株)△△印刷
代表取締役 〇〇●●
〒160-0000
東京都新宿区〇〇2-2-2
TEL 01-2345-6789
FAX 01-2345-6790

請求書

東京都一丁目町会様

チラシ印刷代
10,000円 × 1個

合計金額 9,000円

(株)△△印刷

東京都 地域の底力発展事業助成

事例集



事業名

壁画アートと落書き消去による まちの美化事業

事業概要

- 地元小学校の開校150周年を記念して、まちの環境美化を兼ねて“壁画アート計画”を具体化。通学路となっている歩道に沿った壁面の落書きを消去し、子どもたちの作品で飾ることで、なかなか進まなかった落書き対策が大きく前進した。
- 小学校の全児童が図工の授業時間に作品を制作。さらに、多くの賛同者が力を合わせることで、技術的にも制作が難しい高さ2m、横幅43mという巨大な壁画を完成させた。

実施期間 令和7年4月5日～12月21日

参加人数 壁画制作 約300名
お披露目会 約100名

事業総額 約73万7,000円
(地域の底力発展事業助成金 50万円)

主な経費(助成対象)

- 打合せ経費 飲料(ライブ企画打ち合わせ)
- 物品購入費 壁画用資材一式(ハケ、ローラー、布、ペイント等)
- 印刷経費 ポスター、チラシ等
- 役務費 保険料
- 委託料 ゴミ処理

役割分担

《企画・運営》町会長、防災部、防犯部、青年部など町会役員が町会としての取組について企画・運営を担当

《ディレクター(1名)》開校150周年事業PTA実行委員長を兼務する防災部長が学校や関係者・団体等と調整し進行情を管理

《休憩スペース提供(上八北自治会)》壁画制作日に毎回防災倉庫を休憩スペースとして提供。飲み物や扇風機などを用意

事業の開始から終了までの主な流れ

- 令和7年
- 4月5日 第1回打合せ(反省会を含め計18回実施)
 - 4月8日～6月13日 小学生による作品制作(図工の授業で実施)
 - 6月14日 壁画アート開始行事、落書き除去、下塗り作業
 - 6月21日～8月9日 壁画制作(全8回作業)
 - 9月27日 記念パレード・壁画お披露目会
 - 12月21日 反省会



事業を紹介し、参加を呼びかけるために作成したチラシ

小学校の開校150周年を記念し、全長43mの壁画制作 通学路の落書きを消して子どもたちの作品で飾る

壁画が描かれた場所は、国道246号の下を山手通りが走る立体交差点の高架下、歩道沿いの壁面。高さ2m、横幅43mの巨大なスペースを、地元小学校の児童全員約260人がそれぞれの思いを込めて描いた作品群と学年ごとの自由アートなどで飾った。

この壁画制作は、地元小学校の開校150周年の記念事業として実現した。同校PTA150周年実行委員会の会議に町会も加わり、子どもたちに地域を愛する気持ちを育んでもらうと同時に、通学路の落書きを除去して環境美化を図ろうと実施が決まった。

道路沿いでの作品作りは難しいため、学校の図工の時間に一人ひとりが切り絵を制作。それを壁面に貼り、ローラーで塗料を塗って転写する技法を採用した。制作指導や全体のデザイン構成には、図工教諭に加え、小学校の「おやじの会」の会長でもあるデザイナーが協力した。屋外の環境で壁画が剥落や褪色せずに長年耐久性を維持するには、専門的な知識と技術が必要となる。これには、大手塗料会社など協賛した企業がノウハウを提供し、指導してくれた。

令和7年9月27日には、150周年を祝い、児童がクラ

スごとに作った神輿や山車とともにまちを練り歩く記念パレード・壁画お披露目会を実施。子どもたちからは、「みんなで協力できて良かった」、「一生の思い出になるように頑張って描いた」などの声が聞かれた。



完成した壁画アート



壁画制作のようす。一人ひとりの作品を転写



開校150周年を祝う記念パレード

事業による 成果・効果

町会とPTAを中心に地域が力を合わせ、 課題となっていた環境美化が大きく前進

通学路となっている歩道に沿った壁にスプレー塗料などによる違法な落書きが後を絶たず、消してもまた描かれてしまうため、町会やPTAなどの間で落書き問題の解決がかねてから課題となっていた。今回、その壁面を地元小学校児童の作品で飾ったことで、なかなか進まなかった落書き対策が大きく前進した。「子どもたちの作品の上に落書きする人はいないと思います、防犯カメラも設置する予定です」と町会長の柴田さん。壁画には、落書きされても消せるように、特殊なコーティングを施している。

授業での作品作りから現場での壁画制作まで、学校や町会、PTA、おやじの会、ボランティアや協賛企業などが一体となって事業を推進したことによって、地域に新たな絆と活力が生まれている。

声

事業を振り返って

子どもたちの成長につながる 企画として具体化

「子どもたちが卒業した後に再び壁画を見て、ここが自分たちのふるさとだと思うようになって欲しい」とPTA150周年事業実行委員長で町会防災部長の熊谷さん。「環境美化と同時に、子どもたち全員の絵を、教育の一環として地域のキャンパスに描くことで、子どもたちの成長につなげたいと、今回の事業を皆で考えました」と説明する。町会が本助成金を申請し、活動資金を確保できたことでプロジェクトは具体化した。「子どもたちが地域の人たちと触れ合いながら、地域が一体となって課題解決を行う素晴らしい活動となりました」と振り返る。



町会長の柴田さん(左)とPTA150周年事業実行委員長で町会防災部長の熊谷さん(右)

事業名 田んぼ体験事業

事業概要

- 年間を通して稲作や畑作を体験する「田んぼ体験」を実施。自治会への加入促進を図るとともに、市の国際交流協会の協力により、地域の人たちが様々な国の人たちと一体となって交流を深めた。
- 「収穫祭」では、皆で力を合わせて育てた米で作ったおにぎりの提供に加え、会場となったJA大会議室に防災機器も展示。防災意識の向上にもつなげた。

実施期間 令和7年4月5日～11月30日

参加人数 延べ約600名
収穫祭 約90名

事業総額 約18万円
(地域の底力発展事業助成金 17万円)

役割分担

《企画運営・広報(8名)》実行委員会を立ち上げ、事業を実践

事業の開始から終了までの主な流れ

令和7年

- 4月5日 第1回打合せ(反省会も含め全5回実施)
- 4月27日 玉ねぎの収穫
- 5月3日 水稻の種まき
- 24日 ジャガイモ収穫
サツマイモ植え付け
- 6月8日 田植え(6月9日に地元小学5年生田植え体験)
- 8月2日 生きもの調べ
- 10月5日 稲刈り(10月7日に地元小学5年生稲刈り体験)
- 10月12日 脱穀
- 11月2日 玉ねぎの定植
サツマイモの収穫
レンゲの種まき
- 11月23日 収穫祭
- 11月30日 反省会
- 12月11日 地元小学5年生、学校で田んぼ体験収穫祭

主な経費(助成対象)

- 謝礼金 講師料(生きもの探し)、外国語に堪能な人への謝礼
- 物品購入費 種子・苗(水稻種子、レンゲ種子、玉ねぎ苗、サツマイモ苗)、飲料、肥料・農薬、資材(結束縄、コピー用紙、インクカートリッジ、幟旗・ポール、白米用ビニール袋)等
- 印刷経費 チラシ、ポスター
- 委託料 トラクター耕運
- レンタル・リース料 稲架がけ資材、収穫機材



収穫祭では、会場となったJA東京みなみ日野支店に備えている防災機器を展示



「田んぼ体験」の参加募集チラシ

田植えから生きもの調べ、収穫まで年間通して「田んぼ体験」 様々な国の人たちが参加―地域の人たちと交流を広げる

「田んぼ体験」は、自治会内に残った唯一の田んぼを使い、年間を通して実施。4月の玉ねぎの収穫に始まり、5月にサツマイモの植え付け、じゃがいもの収穫、6月に田植え、8月には生きもの調べ、10月には稲刈りを実施するなど、様々な体験をできるように工夫した。

運営は、公募により実行委員会を組織。体験には、地域の人たちに加え、日野市国際交流協会の協力により、

市内で暮らす外国の人たちも参加した。

令和7年11月23日に行われた「収穫祭」では、ロシア、中国、インドネシア、フィリピン、ネパール、ブラジル、コンゴの7カ国の人たち合計25人が参加して地域の人たちと交流。地域で育てた米で作られたおにぎりを味わい、収穫の喜びを分かち合った。



用水路脇の田んぼで行われた田植えの様子

収穫祭



JAの大会議室で収穫祭を開催。地域の高齢女性グループの協力で作った新米おにぎりや農協から無料提供された豚汁を味わいながら、交流を深めた

事業による 成果・効果

国籍や言語が異なっても、農業体験を通して 心の触れ合いが自然に生まれる

様々な国の人たちが集まり、特別なことはしなくても皆が一緒になって作業をすることで自然に交流が生まれている。今年は、途中から親子で参加した中国の人がいて、鎌を使った稲刈りが上手なのは皆が驚き、稲刈りの仕方について、参加者同士で教え合うなど、共生理解が進んだ。収穫祭では、令和8年1月12日の成人の日に実施する「どんど焼き」など今後の予定を紹介するチラシを配布。令和8年4月からの体験についても参加を呼びかけた。

実行委員会では、「好評な田んぼ体験のスタッフとしての参加は楽しいので、続いてほしい」と期待の声が上がる。地域の人たちの自治会への関心をさらに広げ、自治会への新規加入も増やしていきたい考え。自治会員の増加までには至っていないが、減少には歯止めがかかっている。今後の展開がさらに期待される。

声

事業を振り返って

農協の協力で防災に対する意識を高める 取組にも力を入れる

「かつては、多摩の米蔵と言われた日野は、多摩川や浅川が流れ、現在でも用水路や小堀が120kmも残っている町です。わが地域の一部は、水害時には浸水域に指定されているので、農協が一時避難場所に指定されています」と清水さん。配備している防災備品の一部は、地域のために農協が独自に調達したという。「収穫祭時に展示説明をするだけでなく、10数名の職員を動員して災害時の炊き出し訓練を兼ね、豚汁を早朝から作り、時間通りに参加者に提供する姿勢に感服します。農協の協力は、防災意識の向上に大いに貢献してくれています」と語る。



「11月23日の祝日は、古来から収穫に感謝する日」と収穫祭で説明する会長の清水さん

石浜三丁目町会

事業名 レッツボウサイフェス!

事業概要

- 防災訓練の実施だけでは参加者が限られるため、模擬店やスタンプラリー等と組み合わせ、子どもから高齢者まで全世代が楽しめるフェスティバル形式の催しとした。
- 地域住民の高齢化が進み、町会の力だけでは防災対策に限界がある。防災専門のNPO法人や消防署の協力を得て、防災のノウハウを学ぶとともに、災害発生時には周辺地域からも支援が円滑に受け入れられるように共助のネットワーク構築に取り組んだ。

実施期間 令和7年4月12日～10月27日

参加人数 約300名

事業総額 約40万9,000円

(地域の底力発展事業助成金 30万円)

役割分担

《企画・広報（約10名）》町会役員とNPO会員が合同で企画、チラシ等の配布、SNSでの発信を実施

《チラシ制作（1名）》NPO会員がチラシをデザイン

《設営・運営（約10名）》町会役員とNPO会員が合同で会場設営、イベント運営等を担当

主な経費（助成対象）

- 謝礼金 防災講習講師、防災ボランティアコーディネーター
- 打合せ経費 ペットボトル飲料
- 物品購入費 模擬店食材・資材、防災スタンプラリー参加賞、簡易更衣テント（トイレ組立訓練用）、応急処置セット、折りたたみ式担架（防災訓練用）、トランシーバー（防災無線訓練用）等
- 印刷経費 周知用チラシ、展示用パネル
- レンタル・リース料 ミストファン

事業の開始から終了までの主な流れ

令和7年

4月12日 第1回打合せ（以降、町会総務担当者とNPOでリモート、面談により、イベント開催まで随時、打合せを実施）

9月1日～30日 チラシを地域の保育園、児童館、幼稚園、小学校等に配布、掲示板での周知、SNSでの発信

10月12日 「レッツボウサイフェス!」開催

10月27日 反省会



参加募集のチラシ。SNSでも紹介

「レッツボウサイフェス!」を開催

子どもから高齢者まで—全世代の参加で楽しく防災を体験！

天候にも恵まれた令和7年10月12日、石浜三丁目町会がNPO法人防災コミュニティネットワークと連携して「レッツボウサイフェス!」を午前11時から午後2時まで3時間にわたり開催した。

この催しは、単に防災訓練のみを実施するのではなく、①スタンドパイプ放水訓練&AED救命訓練、②防災スタンプラリー、③TOKYOSTREETバケツリレー（バケツリレー競技）、④防災グッズ展示の4項目を柱に、子どもから高齢者まで全世代が楽しく参加できるように工夫し、牛タンつくねや飲料を販売する模擬店も設けた。

スタンプラリーは、NPO法人のスタッフの案内で地域を歩いて、災害時の一時集合場所などを確認する催し。子どもたちが多数参加した。バケツリレーは、実際の消防を想定するというよりも、リレーのタイムを競い、地域の人たちの交流を深めることが狙い。「日頃から顔の見える関係を構築していくことで、万一の災害時に共助の力が発揮されます」とNPO法人の浅野さんは説明する。

「子どもたちが大人と一緒に楽しみながらバケツを運び、みんなの心が一つになりました」と町会で総務を担当する渋井さんは振り返る。



バケツリレー競技を通じて、子どもから大人まで交流を深めた



消防署の協力により、子どもたちも消火器の使い方を体験

事業による 成果・効果

子育て世代も親子で参加し、地域に一体感が生まれる

今回、防災訓練にフェスティバルの要素を組み合わせるアイデアは、防災専門のNPO法人との連携により、実現した。そのきっかけについて、町会長の大橋さんは「青年部長の息子さんがNPO法人で働いていて、つながりができました」と語る。参加募集のチラシを地域の保育所、幼稚園、小学校などにも配布し、SNSでも情報発信するなどして、子育て世代が親子で参加したほか、友だち同士で来た小学生も多くいて、世代を超えて連携の輪が広がった。

また、町会では多文化共生について、ウクライナから来た子どもたちに日本語を教えるなど、外国籍の人たちと交流する機会を増やしている。今回もやさしい日本語に配慮し、参加を呼びかけた。

声

事業を振り返って

防災力向上へ町会外の人たちとの連携が大切

「災害時に、防災の知識がなければ、互いに助け合うことはできません。NPO法人や消防の人たちから教えてもらう機会が欠かせません。住民の高齢化が進み、昔に比べて地域の力が衰退しています。町会に加入していない人たちにも、ふだんから地域のことを知ってもらうことも必要です」と町会長の大橋さんは語る。本事業を通じて、「町会の中だけではなく、外の人たちとも日頃からネットワークを構築していくことが、町会の防災力強化に求められている」と決意を新たにしました。



取組を紹介してくれたNPO法人と町会の皆さん。前列右が町会長の大橋さん。左は女性部長の高橋さん

大沢原町会

事業名 こども納涼まつり

事業概要

- 地元中学校の生徒がボランティアとして運営に加わり、「こども納涼まつり」を開催した。子どもたちに社会参加の楽しみを知ってもらうと同時に“ふるさと”の記憶を残し、地域の未来につなげるきっかけとした。
- 地元の教育機関や多くの地域活動団体が協力してまつりを盛り上げ、これまでも続いてきた地域の結びつきを一層深めた。

実施期間 令和7年5月9日～8月8日
 参加人数 来場者 7月21日 402名(名簿記載者数)
 運営側 110名
 事業総額 約30万5,000円
 (地域の底力発展事業助成金 20万円)

役割分担

《企画・調整(5名)》会場となる小学校、地域内諸団体との打ち合わせ、保健所・消防署・警察署への各種届出を町会役員らが担当

《購買(5名)》模擬店の販売品等の購入を町会役員らが担当

《設営・運営》会場設営、模擬店運営等を町会役員らと地域内諸団体が担当。子どもボランティア約30名が手伝いに参加

主な経費(助成対象)

- 謝礼金 出演謝礼(お囃子)
- 物品購入費 模擬店用資材(ヨーヨー釣り、金魚すくい、スイカ割り)、景品、安全管理用品(立入禁止テープ、保護シート、ベニヤ板)
- 印刷経費 ポスター、フライヤー印刷費
- 役務費 イベント保険(来場者対象)

事業の開始から終了までの主な流れ

令和7年
 5月9日 第1回打合せ
 (6月13日に第2回、7月11日に第3回実施)
 5～7月 会場となる小学校との打ち合わせを複数回実施
 6月上旬～7月中旬 地域内諸団体への協力依頼
 6月中旬 チラシ(予告・募集)配布等、地域内への案内
 7月上旬 ポスター・チラシ等により開催案内
 7月21日 第13回「こども納涼まつり」開催
 8月8日 反省会



参加を呼びかけるチラシ。2000枚を印刷し、地域の保育園、幼稚園、小中学校などに配布

「こども納涼まつり」を開催

中学生ボランティアが運営に参加して大活躍！

中学生がボランティアとしてまつりの運営に参加し、地元の小学校の校庭と体育館を会場に第13回「こども納涼まつり」を令和7年7月21日に開催した。

今回、ボランティアとして地元中学校で正式に参加を申し込んだ生徒は19人だったが、当日はその友だちや兄弟姉妹なども加わり、合計約30人が椅子や机の移動、テントの組み立てなど会場の設営をはじめ、模擬店の運営、来場者の誘導などを手伝った。体育館は、冷房を入れて避暑スペースとした。

「手が空いた子どもたちからは、『何か手伝えることはありませんか』と元気よく声がかかり、大人と一緒に活躍できることを楽しんでいる様子でした」と町会長の野上さんは笑顔を見せる。

当日は、朝9時に準備を開始。午後1時に開会し、お囃子や紙芝居などの伝統を伝える出し物から、地元中学校のOBが中心となり活動しているブラスバンドの演奏、射的や輪投げ、ヨーヨー釣り、金魚すくいなどの模擬店、水風船を投げ合う水掛け祭りまで、地元の24団体が参加。小学生による手品もあり、子どもも大人も一体となって盛り上がった。

まつりの案内は、町会の回覧板や掲示板に加え、チラシを2000枚印刷し、地元の保育園や幼稚園、小中学校などに配布。保育園の園長先生や小学校の先生も手伝いに来てくれた。近隣の2町会からの来場者も含め、合計約400名が参加。午後5時にまつりは終了した。



金魚すくいを楽しむ子どもたち。中学生ボランティアが模擬店の店番も担当

事業による 成果・効果

子どもたちに“ふるさと”の思い出をつくり、 地域の未来につなげるきっかけに

「こども納涼まつり」の開催は、コロナ禍で5年間休止となり、令和6年から再開した。通算13回目の開催となった今回は、本助成金の活用により、参加者への景品やプレゼントなど来場者に喜んでもらえるコンテンツを増やし、また、冷たい飲み物を参加スタッフに配るなど、暑さ対策にも力を入れることができた。

町会長の野上さんは、「毎年、海の日は大沢でこども納涼まつりに参加したという記憶を、子どもたちの心に残したい。子どもたちが大人になり、一度は地元を離れても、戻ってきた時にまつりの思い出を心に刻んでいれば、将来、地域の担い手になってくれる可能性が高まる」と語る。子どもたちが社会参加を体験すると同時に、未来の地域づくりにもつながる効果が期待される。

声

事業を振り返って

先輩たちが築いてきた伝統を大切に 新しい仕組みも取り入れていきたい

「大沢では、昔から住民の交流活動が盛んです。今回のまつりも、近隣の2つの町会が共催し、教育機関や様々な団体が協力してくれました」と町会長の野上さんは説明する。年間を通して様々な催しが行われていて、地域に横のつながりが出来ている。「私も大沢で育ち、子どもの頃の楽しい思い出がいっぱいあります。大人になり提供する側にまわり、先輩から受け継いだ伝統を大切にデジタルなど新しい仕組みも取り入れ、次の世代につなげていきたい」と野上さんは抱負を語る。



「新しい仕組みも取り入れ、次の世代へつなげていきたい」と会長の野上さん

事業名 第20回池上まつり

事業概要

- 20回目の節目となった今回は、まつりに出展・出店・出演する参加者を公募。地域の新たな動きを取り入れるとともに、国際交流コーナーを設けるなど、多文化共生にもつなげた。
- 11の町会・自治会から構成される池上地区自治会連合会と池上まつり実行委員会が連携してまつりを開催。区の多目的・複合施設「池上会館」と地元小学校およびその周辺を主会場に、地区の内外から2万人以上が参加し、一体となってまつりを楽しみ、地域の絆を深めた。

実施期間 令和7年5月8日～9月19日

参加人数 約2万2,000名

事業総額 約349万3,000円
(地域の底力発展事業助成金 100万円)

主な経費（助成対象）

- 謝礼金 囃子演奏、バンド演奏、歌唱・楽器演奏
- 役務費 切手代、損害保険料
- 委託料 音響運営管理
- レンタル・リース料 机、椅子、扇風機、氷彫刻、反物、畳
- 工事費 電気工事

役割分担

《企画・運営（約13名）》池上地区自治会連合会、池上地区まちおこしの会、池上まつり実行委員会が連携して祭りの企画・運営を担当

《管理運営（15名）》池上まつりの管理部・会計部・広報部・警備部、池上特別出張所が事務局となって祭りの運営管理全般の事務、消耗品購入、経理、広報、会場設営、警備等の運営を担当

《設営・運営（約17名）》出展内容の企画立案や出展者の取りまとめ等、現場責任者として運営を担当

《出展者（約200名）》模擬店出店者やフリーマーケット出展者、室内・野外ステージ出演者など公募で募った祭り参加者

事業の開始から終了までの主な流れ

令和7年

- 5月8日 第1回責任者会議（これまでの経過や全体の説明、各コーナー意見交換）
- 28日 第1回実行委員会（企画と概要、注意事項の説明）
- 6月11日 第2回責任者会議（コーナーごとの企画書配布・検討等）
- 7月16日 第2回実行委員会（コーナーごとの話し合い、注意事項の説明）
- 31日 ポスター・チラシにて事業周知開始
- 8月19日 第3回実行委員会（コーナーごとの話し合い、当日の連絡事項の説明）
- 24日 第20回池上まつり開催
- 9月19日 反省会



第20回池上まつりのポスター

地域の力を結集!「第20回池上まつり」を開催 “来～る大田区大使”も活躍、多文化共生・国際交流も促進

大田区の池上地区では、当時の池上地区自治会連合会長が発起人となり、地域団体が連携して「池上地区まちおこしの会」が平成14年に発足。現在、合計151会員(令和7年5月30日時点)が参画している。

「池上まつり」はその柱となる事業で、今回は20回目の節目を記念し、令和7年8月24日、多目的公共施設の池上会館と地元小学校などを会場に開催された。

まつりは午前9時半に開幕。会館前広場のステージでは地元中学校の吹奏楽団の演奏に始まり、商店街などを回っていたオープニングパレードの到着セレモニーを実施。さらに、フラダンス、キッズダンス、バンド演奏、阿波踊り、台湾の泰雅(タイヤル)族舞踊団による舞踊など次々に催しが続いた。



国際交流会コーナーでチラシを手
に多文化共生を呼びかける“来～
る大田区大使”

一方、会館の建屋内でもコーラスやダンス、軽音楽、ミュージカルなどのイベントを実施。西館に設けた「国際交流コーナー」では、区から“来～る大田区大使”として任命されている外国籍の人たちがチラシを配布するなど、多文化共生を呼びかけた。

小学校の周辺では、模擬店、フリーマーケットなどに39団体が参加。東南アジア料理の店や多文化共生の市民団体などの展示もあり、国際色に彩りを加えた。



まつりのフィナーレとなった阿波踊りでは、
出演者だけでなく、ステージを見に来た皆が
一緒になって踊り、盛り上がった

事業による 成果・効果

外国籍区民も参加し「国際都市おおた」の発展にも一役

羽田空港のある大田区では、「『国際都市おおた』多文化共生推進プラン」を策定し、早くから国際交流に力を入れてきた。そうした中、池上地区自治会連合会内の池上徳持北町会の会長で、池上地区まちおこしの会会長を務める吉澤さんは今回のまつりについて、「ステージでは台湾の泰雅(タイヤル)族舞踊団の披露があり、模擬店では東南アジア系の人たちが料理を提供するなど、国際色豊かな催しとなりました」と振り返る。さらに、国際交流コーナーも設けたほか、多文化共生を目的に活動する市民団体の参加もあり、国籍を越えて区民が共にまつりを盛り上げた結果、文化や母語の違いを越えて相互に理解を深める動きに弾みが付いた。池上地区では、外国籍の区民も含め、新たな団体や個人の活躍が増えている。そうした変化を捉えて地域の協力体制を発展させ、活力を生み出す流れが生まれている。

声

事業を振り返って

地域の文化や伝統を継承し、 新たな流れも捉え活動を広げる

「池上地区は、本門寺の門前町としての歴史があり、地区内の4つの神社を中心に住民間の交流が継承されてきました」と池上地区自治会連合会内の中央八丁目町会会長で、池上まつり実行委員長を務める川上さん。「今後もそうした文化や伝統を大切に、新しいイベントなど、地域で生まれている新たな動きを取り入れながら皆で一体となって祭りを盛り上げていきたい。地区の魅力を高め、自治会への入会にもつながりたい。今回、その地ならしができたと思います。外国籍の住民でも、入会をお願いすると自治会員になってくれます」と吉澤さんは力強く語る。



それぞれ、池上地区自治会連合会内の町会の会長として、池上まつり実行委員長を務める川上さん(左)と池上地区まちおこしの会会長を務める吉澤さん(右)。

事業名

居住者音楽隊による全員参加型音楽祭 およびDXイベント推進活動

事業概要

- 居住者有志が演奏者になり、全員参加型の音楽祭をマンション内のラウンジで開催。集まった皆が演奏や歌に加わり、会場参加が難しい人には動画配信により楽しんでもらうことでマンションコミュニティを活性化した。
- 音楽祭を機に購入した音響備品や動画配信備品を、その後のイベントでも活用。住民活動を継続していく基盤を整えることにもつなげた。

実施期間 令和6年12月11日～令和7年2月22日
参加人数 ライブ会場 50名、オンライン 100名以上
 配信視聴 200回以上
事業総額 約21万7,000円
 (地域の底力発展事業助成金 20万円)

役割分担

《企画(5名)》自治会役員会で検討、出演音楽隊と調整を実施
 《DX担当(1名)》自治会長が撮影、配信等を担当
 《備品調達・運営調整(1名)》自治会副会長が音響備品の選定・調達、楽団間の調整を担当

主な経費(助成対象)

- 打合せ経費 飲料(ライブ企画打ち合わせ)
- 物品購入費 音響備品(アナログミキサー、PAスピーカー&スタンド、マイク、マイクスタンド)、動画配信備品(配信PC用電源延長タップ、LANケーブル、スマホ&ミキサー接続ケーブル)
- 印刷経費 ポスター
- 役務費 イベント保険
- レンタル・リース料 ハンドベル

事業の開始から終了までの主な流れ

令和6年
 12月11日 第1回打合せ(企画確認、納品確認)
 15日 第2回打合せ(リハーサル)
 22日 第3回打合せ(楽団打合せ、PA装置セットアップ及び音響テスト)

令和7年
 1月12日 第4回打合せ(リハーサル)
 14日 全棟にポスター掲示
 26日 第5回打合せ(楽団打合せ、リハーサル)
 2月2日 第6回打合せ(リハーサル)
 8日 「音楽祭」開催、オンライン配信、アーカイブ配信
 22日 反省会



参加を呼びかけるポスター

居住者音楽隊による音楽祭を通じて マンションコミュニティを活性化



フォレストレイクひばりが丘では、平成14年（2002年）の分譲開始から20年以上が過ぎ、住民の高齢化が進んでおり、公助、自助に加え、共助の必要性が高まっている。そこで、自治会では、日頃から住民同士が楽しく触れ合う機会を増やそうと、居住者音楽隊による全員参加型の音楽祭を令和7年2月8日、マンション内の共用施設「フォレストプラザ」のラウンジで開催した。演奏者も含めて約50人が集まり、会場参加が難しい人のために

オンライン配信、アーカイブ配信も実施した。

午後3時から始まった音楽祭は、①ミュージックベル奏者の演奏と住民が加わっての合奏、②居住者楽団による「森と湖の音楽会」、③居住者アマチュアバンド「Forest Lakers」による歌と演奏—という3つのプログラムで構成。参加者全員で合唱するなど、皆が心を一つにして楽しみ、住民コミュニティの活性化につなげた。



左はミュージックベル、上は居住者アマチュアバンドによる演奏の様子

事業による 成果・効果

音響やDX関係の機材を整え、コミュニティ活動を 継続していくための基盤をつくる

フォレストレイクひばりが丘自治会では、自治会員の年会費は無料としており、活動に必要な収入は、新聞や雑誌、段ボールなどを集めている団体に市が奨励金を交付する集団回収奨励金や、市からの補助などを充てている。今回は、本助成金を活用して音響や動画配信に必要な備品をそろえることで、住民主体の全員参加型音楽祭を初めて実現した。

自治会長の高坂さんは、「今回、購入した備品は、クリスマス音楽会開催など今後のコミュニティ活動を続けていくためにもとても助けになりました」と話す。自治会では「音楽」「文学」「健康」の3分野を中心に、毎月、何かしのイベントを展開。読書会、シニア護身術などの企画もあり、住民の交流が活発に続いている。

声

事業を振り返って

住民同士のつながりを大切に 暮らしや環境の価値をさらに高めていく

音楽祭で住民バンドのキーボードを担当した会長の高坂さん。「ミュージックベル演奏者はプロの方で、ここの住民です。居住者楽団には、ゴスペル歌手でセミプロ級の女性が参加して、その方の中学生の息子さんが私たちのバンドでドラムを担当しました」と笑顔で語る。

「マンションができた当初は、子どもたちが100人くらいいましたが、今は3分の1に減って、親世代が高齢化しています。独立した子ども世代がまたマンションに戻ってくるかもしれません。コミュニティと自然に恵まれたここの良い環境を維持して、さらに高めていきたい」と話す。



「マンションの良い環境をさらに高めていきたい」と会長の高坂さん

MEMO

事業の詳細はホームページをご覧ください

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiriyoku/0000000966

地域の底力



東京都の公式LINE・東京アプリ

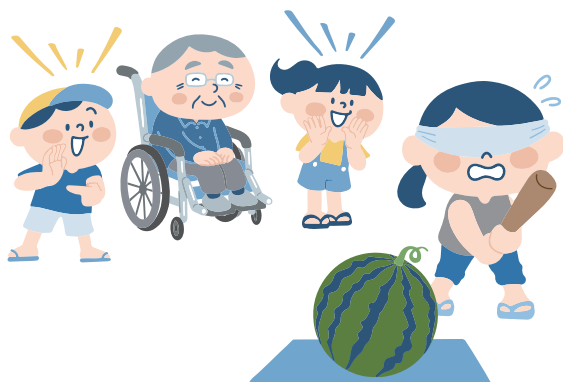
東京都の公式情報をタイムリーにお知らせ



(公式LINE)



(東京アプリ)



電話相談窓口 **03-5388-3166**

東京都生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

FAX 03-5388-1331

メール S1161202@section.metro.tokyo.jp

東京都生活文化局

令和8年2月 東京都発行 (7) 30号

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

260
古紙パルプ配合率50%再生紙を使用